

## ○南那須地区広域行政事務組合パブリックコメント手続実施要綱

平成30年2月1日組合訓令第1号

### 南那須地区広域行政事務組合パブリックコメント手続実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、南那須地区住民等（以下「住民等」という。）の意見を南那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）の政策に反映させ、住民等と組合が協働して南那須地区の発展を図るために、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、組合の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く住民等から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、これに対して提出された意見等を考慮して当該計画等の策定の意思決定を行うとともに、住民等の意見等に対する組合の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、組合長、監査委員、病院事業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「住民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 南那須地区内に住所を有する者
- (2) 南那須地区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 南那須地区内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 組合の区域内に在する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続の対象となる計画等の策定に関し利害関係を有するもの

#### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等の策定は、次に掲げるもの（以下「計画等の策定」という。）とする。ただし、緊急を要するもの若しくは軽微なもの又は法令等によりパブリックコメント手続に準じた手続を実施するものを除く。

- (1) 組合の施策の基本的な計画等の策定及び重要な変更
- (2) 住民に義務を課し、又は権利の制限を内容とする条例（使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

#### (計画等の策定の案の公表)

第4条 実施機関は、計画等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適正な時期に、当該計画等の策定の案を公表し、住民等から当該計画等の策定の案について意見等の提出を求めなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定の案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

3 実施期間は、第1項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

#### (公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 組合ホームページへの掲載
- (2) 組合における閲覧

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、組合広報への掲載、報道機関への情報提供等の方法を活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 実施機関は、計画等の策定の案の内容が相当量に及ぶ場合は、その概要を第1項各号の方法により公表することとし、計画等の策定の案及び資料全体については、組合担当課における閲覧のみとする。

#### (意見等の提出方法)

第6条 意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 郵便

- (2) ファックシミリ
  - (3) 電子メール
  - (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法
- 2 実施機関は、意見の提出期間として第4条の規定による公表の日から起算して30日以上の間を定めるものとする。ただし、30日以上の間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして30日を下回る間を定めることができる。
- 3 実施機関は、意見等の提出を求めるに当たっては、住民等の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地及び名称）等当該意見等を提出した住民等を特定できる事項の記載を求めるものとする。
- （意見の処理）
- 第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の策定の意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、前条の規定により提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、計画等の策定の案を修正したときは、当該修正の内容及びその理由を公表するものとする。
- 3 前条の規定により、提出された意見等のうち、公表することにより、個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、前項の規定にかかわらず、その全部又は一部を公表しないものとする。
- 4 第2項の規定による公表の方法については、第5条の規定を準用する。
- （パブリックコメント手続の特例）
- 第8条 実施機関は、附属機関等の審議又は検討を経て計画等の策定をする場合において、当該附属機関等がパブリックコメント手続に準じた手続を実施したときは、第4条から前条までの規定にかかわらず、自らパブリックコメント手続を実施することを要しない。
- （パブリックコメント手続の周知）
- 第9条 組合長は、実施機関がこの要綱に基づき行っているパブリックコメント手続の一覧を作成し、組合のホームページに掲載するものとする。
- 2 前項の一覧は次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 政策等の名称
  - (2) 政策等の案及び資料の公表日
  - (3) 意見等の提出期間
  - (4) 政策等の案及び資料の入手方法及び問合せ先
- （その他）
- 第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。
- 附 則
- この訓令は、公布の日から施行する。